

# ○国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科博士前期課程 プログラム長に関する規程

〔平成18年4月1日〕  
規則第44号

改正 平成20. 3. 1 19規則96 令和4. 3.17 3規則50  
令和6. 2.15 5規則48

(設置)

**第1条** 国立大学法人埼玉大学大学院学則（平成16年4月1日規則第2号）第6条の12の規定に基づき、理工学研究科博士前期課程の各専攻の各プログラムにプログラム長を置く。

(職務)

**第2条** プログラム長は、全学の方針及び研究科の運営方針に基づき、当該プログラムの運営に関する事項を処理する。

(選考)

**第3条** プログラム長は、当該プログラムを担当する教授の中から、当該プログラムを担当する教員による選挙等により選出された候補者につき、教授会の議を経て、研究科長が選考し、学長が任命する。

(任期)

**第4条** プログラム長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、プログラム長に欠員が生じた場合の補欠のプログラム長の任期は、前任者の残任期間とする。

**附 則**

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20. 3. 1 19規則96）

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

**附 則**（令和4. 3.17 3規則50）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則**（令和6. 2.15 5規則48）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。